

○湯沢町地下水採取の規制に関する条例  
平成元年3月20日  
条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、法令に特別の定めがある場合を除き、地下水の採取に必要な規制を行い、地下水の自然かん養と保全につとめるとともにその適正な利用を図ることで公共用の水道水源及び消雪水源を保全し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地下水 掘さくした井戸より採取する水をいう。
- (2) 井戸 地下水を採取する施設をいう。
- (3) 吐出口径 揚水機の吐出口径及び自噴吐出口径をいう。
- (4) ケーシング 掘さくした井戸に設置した鋼管等をいう。
- (5) 深度 地表面からの深さをいう。
- (6) 一宅地 主たる用途を居住の用に供する目的で、一定に区画された土地をいう。
- (7) 一事業地 主たる用途を事業の用に供する目的で、一定に区画された土地をいう。

(地域の指定)

第3条 この条例で地下水採取を規制する地域(以下「指定地域」という。)は、別表のとおりとする。

(井戸の区分)

第4条 この条例の適用を受ける井戸の区分は次表のとおりとする。ただし、手掘井戸については、揚水機の吐出口径のみにより区分するものとする。

井戸区分	ケーシングの口径	揚水機の吐出口径
1号井戸	100mm以下	32mm以下
2号井戸	150mm以下	40mm以下
3号井戸		50mm以下
4号井戸		65mm以下
5号井戸	上記以外のもの	上記以外のもの

(規制)

第5条 指定地域においては、次表に掲げる井戸以外の井戸を掘さくしてはならない。

指定地域	区分井戸区分
第1種規制地域	1号井戸
第2種規制地域	1号井戸 2号井戸
第3種規制地域	1号井戸 2号井戸 3号井戸
第4種規制地域	1号井戸 2号井戸 3号井戸 4号井戸

- 2 指定地域内の一宅地又は一事業地においては、2本を超える本数の井戸を掘さくしてはならない。
- 3 公共の用に供するもの、又は用途上特に必要かつ相当であって他の水源をもって代えることが困難であるもので町長が必要と認めるものは、前2項の規定にかかわらず、掘さくできるものとする。
- 4 前項の規定を適用する場合、町長は湯沢町地下水対策委員会の意見をきかなければならない。

(許可)

第6条 指定地域において井戸を掘さくしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。ただし、公共の用に供するもので町長が必要と認めるものについてはこの限りでない。

(許可の申請)

第7条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を事前に町長に提出しなければならない。

- (1) 住所、氏名又は名称(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 井戸の設置場所
- (3) 地下水の使用目的
- (4) 井戸の掘さく深度及びケーシングの口径
- (5) 井戸のストレーナーの位置及び揚水機の仕様及び吐出口径
- (6) 1日当たりの最高取水予定量
- (7) 工事施工者の住所、氏名(法人にあっては事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

- (8) 工事着手及び工事完了予定年月日
- (9) その他町長が必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、規則で定める図書を添付しなければならない。
- 3 申請書提出のときに工事施行者が未定の場合は、決定次第速やかに届け出るものとする。

(許可、不許可の決定)

第8条 町長は、前条の申請書を受領した日から60日以内に許可又は不許可の決定をし、遅滞なく申請者に通知しなければならない。ただし、特別の事情がある場合にはこの限りでない。

(許可の取り消し)

第9条 町長は、掘さくを許可した井戸が第7条第1項及び第2項の申請内容と相違している場合又は虚偽の申請であった場合若しくは許可した日から6ヶ月を経過しても工事に着手しないときは、許可を取り消すことができる。

(工事施工者の義務)

第10条 工事施工者は、当該井戸に係る許可事項を守らなければならない。

2 工事施工者は、町長が別に定める許可事項を記載した表示板(別記様式)を工事現場に掲示しなければならない。

(変更の許可)

第11条 井戸掘さくの許可を受けた者が、その許可に係る申請内容のうち第7条第1項第2号から第5号のいずれかの事項を変更しようとするときは、町長の許可を受けなければならない。

(許可の条件)

第12条 町長は、第6条又は前条の許可の際に節水に有効な施設の設置等必要な条件を附することができる。

2 前項の条件は、指定地域における地下水の保全又は許可に係る事項の確実な実施に必要な最小限度のものに限られ、使用者に不当な義務を課するものであってはならない。

(許可事項の確認)

第13条 工事施工者は、掘さく完了後60日以内又は揚水機を取り付ける前に次の各号に掲げる事項を記載した書面を町長に提出し、確認の検査を受けなければならない。

- (1) 掘さく者の住所氏名
  - (2) 井戸の設置場所
  - (3) 掘さく深度、ケーシングの口径及びストレーナーの位置
  - (4) 揚水機の定格、吐出口径及び揚水量
  - (5) その他町長が必要と認める事項
- 2 前項の確認を受けた井戸には、町長が交付する確認済証を表示しておかななければならない。

(氏名等の変更の届出)

第14条 使用者はその住所、氏名又は名称に変更があったとき、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(許可の承継)

第15条 許可された井戸を譲り受け、又は借り受けてこれにより地下水を採取する者は、当該井戸の使用者の地位を承継する。

2 使用者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が使用者の地位を承継する。

3 前2項の規定により使用者の地位を承継した者は、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(揚水機の更新の届出)

第16条 故障、老朽化その他の理由で揚水機を入れ替える場合、使用者は遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

2 新しい揚水機の吐出口径は、従来の揚水機の吐出口径又はその井戸のある地域で掘さくできる井戸区分の揚水機の吐出口径を超えてはならない。

3 第1項の届出があった場合、町長は揚水機の吐出口径について指導や助言勧告をすることができる。

(廃止の届出)

第17条 使用者は次の各号の一に該当するときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 井戸より地下水を採取することを廃止したとき。
- (2) 井戸を廃止したとき。

(改善命令等)

第18条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、期限を定めて井戸の構造若しくは使用目的の変更を命じ、又は井戸の使用の一時停止若しくは廃止を命ずることができる。

- (1) 第5条の規定に違反した井戸を掘さくしたとき。
- (2) 第6条又は第11条に規定する許可を受けずに井戸を掘さくしたとき。
- (3) 第13条に規定する確認を受けずに揚水機を取付けたとき。

2 町長は地下水の適正な利用を図るため、井戸の改善に関する指導や助言、勧告をすることができる。

(改善措置の報告)

第19条 前条第1項に規定する命令を受けた者が、その命令に基づき改善の措置をとったときは、その日から10日以内に、規則で定めるところによりその旨を町長に報告しなければならない。

(使用者に対する緊急措置)

第20条 町長は、地下水の枯渇が著しく公共用の水道水源及び消雪水源に影響があると認められるときは、井戸の使用者に対し、相当の期間を定めて取水量の制限その他必要な措置を命ずることができる。

(地下水対策委員会)

第21条 町長の諮問に応じ、地下水の採取等に関する事項を調査、審議する機関として、湯沢町地下水対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(報告)

第22条 町長は必要と認めるときは、使用者及び工事施工者に対し、許可された井戸に関する資料及び使用状況等を報告させることができる。

(立入検査)

第23条 町長は、必要な限度内において、当該事務に従事する職員を井戸の設置場所に立ち入らせ、井戸その他の物件を検査させることができる。

2 前項に規定する立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は提示しなければならない。

(罰則)

第24条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条又は第6条の規定に違反した者
- (2) 第10条第1項の規定に違反した者
- (3) 第11条の規定に違反した者
- (4) 第18条第1項及び第19条の規定に違反した者
- (5) 第23条第1項に規定する立ち入り検査を正当な理由なく拒否した者

(規則への委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに井戸を設置(工事中を含む。)し、所有又は使用している者は、この条例の施行の日から90日以内に町長に届け出ること、許可があったものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までに、町長との削井協議を終了した井戸は、町長に届け出ること、この条例による許可があったものとみなす。

4 この条例の施行の日から60日以内に工事に着手しようとする者に対しては、第7条第1項中「60日」を「30日」に読みかえるものとする。

附則(平成元年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成17年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成24年条例第14号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

地域区分

地域

第1種規制地域

湯沢町地内の公共用の水道及び簡易水道の水源井戸により半径200m以内の地域及び湧水源井より半径300m以内の地域

第2種規制地域

湯沢町湯沢1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目

湯沢町大字湯沢、字

湯の沢、湯峠、宮根、宮浦、宮の前、石畑、大石田、川原、中島川原、大川原、木山沢、布場、山田、幅下、清水田、島田、滝沢、中間沢、主水、主水山、江沢、熊野、町並、東町裏、七水口、石白、城平、大刈野、殿入、松ノ木坂、一之沢、繫、西山の一部、東山の一部魚野川より以西

湯沢町大字神立、字

奈良山の一部戸沢川より以西  
神立内山の一部戸沢川より以西、川久保、石白

湯沢町大字三国、字

竹ノ洞、村木、水頭、上ノ山、赤石の一部国道より以西、中の原の一部国道より以西、石グネ  
上品ノ木の一部北ノイリ沢より以北、横川、下品ノ木、小貝名、丑池、十ノ木、関口、東裏、西裏、久保、水尻、土橋、石堂、ドフドフメキ一乱久保、上よりへ、下よりへ、向山、西山、小屋場、猿倉の一部苗場スキー場リフト始点より以東

第3種規制地域

湯沢町大字湯沢、字

筋沢、堀切、小久保沢、広川原、松沢、曲り沢、茅平、南山

湯沢町大字神立、字

神立内山の一部戸沢川より以東、奈良山の一部、戸沢川より以東、穴沢口、野首、宮林、原、大野原、原新田、荒谷、十二木、薬師堂、小原、平沢、下戸沢、上戸沢、宇津野、七谷切、芝原、荒戸、袖山一部

湯沢町大字土樽、字

下河原、中ノ沢、袖ノ原、居頭、堂ノ欠、添地、幅下、上岩、中子、下中子、上中子、落口、牛首、大幅、谷地、笹ノ子、前田、鳥井原、原、原道、里道、刈敷坂下、野尻平、奥添地、川原(大源太川)、坂ノ下、小坂、向山、堤ノ下、ソリマ、台ノ上、薬師堂、蟹沢口、小堀、十二木、大谷地、押出、居尻、クルマ坂、宮下、神林、関上、関下、前平、野中、中畑、上林塚、小坂下、西ノ久保、西田、西川、川原(魚野川)、岩、野尻、戸沢口、松川、北原、居尻沢、蟹沢、上塔ノ原、下塔ノ原、古屋敷、中川原、花代、滝ノ口、山ノ根、高瀬、高瀬川原、古屋敷の一部毛渡沢川及び魚野川合流点より以北、滝ノ又、井森、大平、外井森、岩清水、平間、和田、前幅、石ゴネ、井ハテ、上ミ坂、大滝尻、向原

湯沢町大字三俣字

原、白板山、細越、村、瀬戸川原、向山、大島  
川原、八木沢川原、大島、八木沢、八木沢山、三俣峠

湯沢町大字三国字

蟹沢(国道添)、品ノ木、マキ山、中島、十二木、屋敷、戸田原、小山、西ノ原

第4種規制地域

第1種、第2種、第3種規制地域を除く湯沢町の全域

別記様式(第10条関係)